

# 「第73回亀岡平和祭保津川市民花火大会」

## 夜店出店に係る遵守事項

- 1 出店者は、食品安全衛生及びサービス・モラルを徹底し、出店中（準備から片づけ、退店まで）は、主催者の指示に従い、円滑で秩序ある花火大会運営に協力してください。誓約書に反した場合は、出店許可を取り消します。（出店料は返金しない。）その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。さらに、翌年以降の出店者及び補助者としても登録を認めません。
- 2 調理販売、食品販売等される場合、夜店出店者募集要項に記載の応募資格を遵守し、出店場所で営業できるよう、各自で必ず保健所・消防署等への届出など、各種手続きを行い、食品衛生管理には十分注意してください。出店スタッフによるブース内での喫煙・飲酒は禁止します。
- 3 テント、机、椅子、調理器具、水等出店に必要な資機材は各自で準備してください。なお、電源は実行委員会で準備します。発電機の持込みは禁止します。ガスコンロ等の火気器具類を使用する場合は、必ず消防署に届出を行い、消火器を1個以上設置してください。消火器を設置していない場合は出店許可を取り消し（出店料は返金しない。）ます。
- 4 出店に関するトラブルや苦情（盜難・紛失・損傷・事故等含む）については、主催者は一切の責任を負いませんので各自で対処してください。主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- 5 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。出店責任者の他店舗への兼務はできません。（営業補助者は18歳以上可。）
- 6 花火大会の開会が19:30に予定されています。花火大会の進行に支障とならない速やかな搬入出及び車両の移動等、準備・営業をお願いします。  
出店区域内は、15:30～23:00まで、車両侵入禁止の交通規制が敷かれますので、15:00までに出店準備を終了してください。また、営業（販売）時間は、16:00～22:30までとし、会場から退店できる状態にして交通規制解除後に退出してください。  
なお、出店者用駐車場は、各店舗1台分のみ主催者が準備します。
- 7 出店に際して発生したゴミは各自で責任をもって処理し、持ち帰ってください。
- 8 出店料は納付後いかなる場合も返金しません。また、当日が荒天の場合は、花火大会は中止（延期なし）となります。その際、主催者判断による大会中止の場合は、半額を返金します。（事前準備経費を勘案）
- 9 当日の売上状況を報告すること。（後日）
- 10 提出いただいた申込書及び誓約書及び出店者名簿等は、当実行委員会の審査後、暴力団を排除するために関係機関に提供することになります。なお、出店責任者及び出店補助者は、警察への暴力団排除条例に基づく照会によって許可された者に限ります。
- 11 本遵守事項に従っていただけない場合や要項・誓約書に反する行為があった場合は、出店決定後であっても出店の取り消し、即時閉店、退店等の措置を行います。また、この場合出店料の返金、出店にかかる経費等の補償も行いません。